

伊勢崎市開発許可制度の手引【令和7年5月26日改訂版】修正箇所一覧

頁数		改正箇所	改正内容	分類
現行 R7.4.1	改正後 R7.5.26			
表紙	表紙	題名・日付	『令和7年4月1日』を『令和7年5月26日』に改める。	文言の修正
表紙裏	表紙裏	《経緯》	「令和4年度の手引き以降には、令和2年6月10日に公布された改正都市計画法(令和4年4月1日施行)を反映しています。」を「令和7年5月26日から運用を開始する宅地造成及び特定盛土等規制法を反映しています。」に改める。	文言の修正
目次	目次	ページ番号	「11 許可の特例」を追加した為、ページ数のずれを改める。	文言の修正
目次	目次	略称	「盛土規制法・宅地造成及び特定盛土等規制法(S36 法律第191号)」を追記する。	文言の追加
69	69	(1)申請者の能力(第12号)	「なお、開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合も、申請者が暴力団員等に該当しないことを確認することになります。」を追記する。	文言の追加
140	140	(2)開発許可申請書及び添付図書	・順序3 説明に「自己の居住のための開発行為の申請の場合は盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載」を追記する。 ・順序4 説明に「設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入」を追記する。 ・順序16 様式・説明・関係条文に「別記様式(第5条関係) 伊勢崎市の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関する要綱」、「暴力団員等非該当誓約書」、「伊勢崎市の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関する要綱第4条」を追記する。 ・※5「盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、」を追記する。	文言の追加
181	181	標準処理期間	表に盛土規制法に基づく中間検査の項目を追記する。	文言の追加
183	183	9 群馬県内中核市・施行時特例市一覧	前橋市の事務担当課を「建築指導課」から「開発指導課」に改める。	文言の修正
-	184	11 許可の特例	11 許可の特例を新しく追加する。	文言の追加
184	192	日付	「(令和7年4月1日)」を「(令和7年5月26日)」に改める。	文言の修正
185	193	備考	・「1 宅地造成及び～工事の許可が不要です。」を「1 宅地造成及び～工事の許可を受けたものとみなされます。」に改める。 ・「2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。」を追記する。 ・番号ずれの修正。	文言の修正